

議案第 8 号

北上市印鑑条例及び北上市手数料条例の一部を改正する条例

(北上市印鑑条例の一部改正)

第 1 条 北上市印鑑条例（平成 3 年北上市条例第104号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(印鑑登録証明の申請) 第14条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、印鑑登録証明書交付申請書に添える印鑑登録証に代えて、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。以下同じ。）を提示し、市長が指定する電子計算機に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。）を入力することにより申請することができる。	(印鑑登録証明の申請) 第14条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、印鑑登録証明書交付申請書に添える印鑑登録証に代えて、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）、<u>特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）</u>であって、<u>これらのうち</u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているもの（以下「個人番号カード等」という。）を提示

(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付の申請等) 第15条の2 第14条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>個人番号カード</u>又は移動端末設備（公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体が組み込まれているものに限る。）を用いて、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回路で接続された民間事業者が設置する端末機であって、当該端末機の操作により証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を市長に申請することができる。 2 [略]	し、市長が指定する電子計算機に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。）を入力することにより申請することができる。 (多機能端末機による印鑑登録証明書の交付の申請等) 第15条の2 第14条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>個人番号カード等</u>又は移動端末設備（公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体が組み込まれているものに限る。）を用いて、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回路で接続された民間事業者が設置する端末機であって、当該端末機の操作により証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を市長に申請することができる。 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。 (北上市手数料条例の一部改正) 第2条 北上市手数料条例（平成12年北上市条例第3号）の一部を次のように改正する。	

改正前	改正後
(免除) 第5条 次の各号のいずれかに該当する場合には、手数料を徴	(免除) 第5条 次の各号のいずれかに該当する場合には、手数料を徴

収しない。ただし、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回路で接続された民間事業者が設置する端末機であって、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）又は移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体が組み込まれているものに限る。）を使用し当該端末機の操作により証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）による交付の場合を除く。

(1)～(5) [略]

収しない。ただし、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回路で接続された民間事業者が設置する端末機であって、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）、特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）又は移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体が組み込まれているものに限る。）を使用し当該端末機の操作により証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）による交付の場合を除く。

(1)～(5) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。

令和8年6月2日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行を踏まえて、個人番号カードを用いた印鑑登録証明書の交付申請手続きにおいて、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を使用することを可能にするほか、所要の改正をしようとするものである。